

岐阜市金公園地下駐車場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市金公園地下駐車場で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市金公園地下駐車場
- (3) 供給設備 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 駐車場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
岐阜市金公園地下駐車場
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- (5) 需給地点
岐阜市金公園地下駐車場：中部電力地中開閉器の負荷側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。
 - 平均力率＝有効電力量／ $\sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$ ×100%
 - キ 燃料費調整単価は、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者が適用する単価とする。

- ク 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が設定した単価とする。
- (2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 電気料金の請求及び支払い
- ア 毎月の請求書送付先は別紙1のとおりとする。
- イ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること
- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙 1 供給設備一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	岐阜市金公園地下駐車場	岐阜市金町五丁目 7 番地	非常用予備発電装置 260 KVA	指定管理者

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

供給場所		岐阜市金公園地下駐車場	
住 所		岐阜市金町五丁目7番地	
契約電力		74kW	
供給年月		予定使用電力量 (kWh)	
		その他季	夏 季
令和7年	4月	16,000	
	5月	15,000	
	6月	15,000	
	7月		18,000
	8月		19,000
	9月		18,000
	10月	17,000	
	11月	17,000	
	12月	16,000	
令和8年	1月	17,000	
	2月	14,000	
	3月	16,000	
	4月	16,000	
	5月	15,000	
	6月	15,000	
	7月		18,000
	8月		19,000
	9月		18,000
	10月	17,000	
	11月	17,000	
	12月	16,000	
令和9年	1月	17,000	
	2月	14,000	
	3月	16,000	
小 計		286,000	110,000
合 計		396,000	

※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

岐阜市駅西駐車場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市駅西駐車場で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市駅西駐車場
- (3) 供給設備 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 駐車場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
岐阜市駅西駐車場
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- (5) 需給地点
岐阜市駅西駐車場：中部電力地中開閉器の負荷側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。
 - 平均力率＝有効電力量／ $\sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$ ×100%
 - キ 燃料費調整単価は、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者が適用する単価とする。

ク 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が設定した単価とする。

(2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(3) 電気料金の請求及び支払い

ア 毎月の請求書送付先は別紙1のとおりとする。

イ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙 1 供給設備一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	岐阜市駅西駐車場	岐阜市橋本町二丁目 16 番地	非常用予備発電装置 280KVA	指定管理者

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

供給場所		岐阜市駅西駐車場	
住 所		岐阜市橋本町二丁目 16 番地	
契約電力		1 6 0 k W	
供給年月		予定使用電力量 (kWh)	
		その他季	夏 季
令和 7 年	4 月	71,000	
	5 月	69,000	
	6 月	66,000	
	7 月		91,000
	8 月		89,000
	9 月		77,000
	1 0 月	77,000	
	1 1 月	70,000	
	1 2 月	74,000	
令和 8 年	1 月	75,000	
	2 月	66,000	
	3 月	73,000	
	4 月	71,000	
	5 月	69,000	
	6 月	66,000	
	7 月		91,000
	8 月		89,000
	9 月		77,000
	1 0 月	77,000	
	1 1 月	70,000	
	1 2 月	74,000	
令和 9 年	1 月	75,000	
	2 月	66,000	
	3 月	73,000	
小 計		1,282,000	514,000
合 計		1,796,000	

※ 契約電力が 500kW 未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は 100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

＜参考資料＞

岐阜市自動車駐車場（岐阜市〇〇〇駐車場）の管理運営に関する協定書（参考）

岐阜市（以下「市」という。）と△△△△△（以下「指定管理者」という。）とは、岐阜市自動車駐車場（岐阜市〇〇〇駐車場）（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市駐車場条例（昭和43年岐阜市条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定期間）

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

（会計区分）

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年次毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、条例第5条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- (1) 施設の管理に関する業務
 - (2) 駐車場の供用及び制限に関する業務
 - (3) 駐車場の駐車料金の徴収及び減免に関する業務
 - (4) 前3号に掲げる業務のほか、駐車場の管理上又は駐車場の設置の目的を達成するため甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。
- 3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

（管理業務の実施）

第5条 指定管理者は、本協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項等及び事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び事業計画書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、事業計画書等の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書等に示された水準によるものとする。

（管理業務の変更）

第6条 市または指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第4条及び第5条で定めた管理業務の内容の変更を求めることができる。

- 2 市または指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（駐車料金の徴収）

第7条 指定管理者は、毎日の駐車料金の徴収を行い、収納日の翌日（その日が金融機関の休業

にあるときは、その休業日の翌日）までに岐阜市指定金融機関または岐阜市収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（駐車料金の減免）

第8条 指定管理者は条例に定めるもののほか、市が指示するものについて、駐車料金の減免を行わなくてはならない。

2 前項の場合において、指定管理者は市の指示に従い報告を行わなくてはならない。

（開業準備）

第9条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 市は、指定管理者から前項の申し出を受けた場合、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（管理物件）

第10条 指定管理者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、市が別に提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、指定管理者に無償で使用させるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。

6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

7 市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は市の所属に帰するものとする。

8 指定管理者は、市の所有に属する物品の取り扱いについては、岐阜市会計規則（昭和39年岐阜市規則第12号）及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた公有財産台帳及び備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

9 指定管理者は、第1項に定めるもののほか、指定管理者は、自己の費用で任意により物品を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

10 指定管理者は、施設の運営に支障をきたさぬよう、消耗品を自己の費用により、適宜購入または調達しなければならない。

11 管理施設の修繕等については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものについては市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

（リース物件の取扱い）

第11条 リース契約中の物件について、指定管理者は、その契約及び覚書を引き継ぎ、その物件を使用するものとする。なお、リース期間終了後について、市と協議し、指定管理者は再リース契約を行い、その物件を使用することができる。

2 指定管理者はリース契約と覚書の内容やリース物件を変更しようとするときには、市の承認

を受け、自己の費用で行うものとする。その場合、指定管理者は、指定の期間が満了した時には、管理物件を原形復旧しなくてはならない。

(情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、「指定管理業務に係る特記仕様書」(参考資料3)に従って取り扱わなければならない。

- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
- 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

(管理業務従事者等)

第13条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第14条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。なお、委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事務所を有することを原則とする。

(権利譲渡禁止)

第15条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(リスク分担)

第17条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

第18条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速や

かに市に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

(災害時の対応)

第19条 指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に規定する災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主避難者がいる場合、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。

- 2 指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。
- 3 市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限りではない。
- 4 市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
- 5 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 6 市の遵守事項は下記のとおりとする。
 - (1) 市は、指定管理施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、滅失等が生じないように十分配慮する。
 - (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
 - (3) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
 - (4) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと。

(事業計画書の提出)

第20条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年次の管理業務に係る事業計画書及びその経費(収入のある施設は「収支」)の明細を1月末までに市に提出し、市の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、経費(収入のある施設は「収支」)の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

(事業報告等)

第21条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況(点検、修繕、清掃、その他維持管理業務)
 - (2) 施設の利用状況(利用台数、障がい者等駐車料金減免等の台数)
 - (3) 駐車料金収入の実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況(点検、修繕、清掃、その他維持管理業務)
 - (2) 施設の利用状況(利用台数、障がい者等駐車料金減免等の台数)
 - (3) 駐車料金収入の実績

- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
- 5 指定管理者は、前項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、利用者の満足度調査を行うためのモニタリング調査を実施し、市に対しその結果を速やかに報告しなければならない。なお、その結果を広報等で公表することがある。

(指定の取消し等)

第22条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料（第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
 - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
 - 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
 - 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
 - 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
 - 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

(目的外使用)

第24条 指定管理者は、施設の設置目的又は用途以外に施設を使用することはできない。

- 2 市は、設置目的または用途を妨げない限度において施設を使用することや、目的が医師用の許可をすることがある。その場合、市は指定管理者にその使用方法、場所などを通知するものとする。

(文書の保存)

第25条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じて保存しなければならない。

(重要事項の変更)

第26条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

(管理業務の引継)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は新たな指定管理者に市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

(委託料、支払い方法)

第28条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 令和 9 年度 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和10年度 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和11年度 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和12年度 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和13年度 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3 委託料の支払い方法は、前項の請求を受けてから起算して30日以内に、各年度の委託料を十二等分した額を、毎月支払うものとする。

(協定外の事項)

第29条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

岐阜市 代表者 岐阜市長 ○ ○ ○ ○ 印

指定管理者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇
	商号又は名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇〇 印

別記1 リスク分担

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負 担 者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書(第4条)にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件(仕様)変更以外の要因による管理運営費増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○